

令和7年6月定例会 八潮市道路陥没事故調査等特別委員会の概要

日時 令和7年6月27日（金） 開会 午前10時23分
閉会 午後4時15分

場所 第3委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長
逢澤圭一郎副委員長
渡辺聡一郎委員、木下博信委員、藤井健志委員、美田宗亮委員、松澤正委員、
荒木裕介委員、小島信昭委員、細川威委員、町田皇介委員、橋詰昌児委員、
松坂喜浩委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 なし

説明者 [下水道局]
吉田薫下水道局長、西村憲一下水道局副参事、豊野和美下水道管理課長、
水橋正典下水道事業課長、藤原直樹下水道事業課管路対策幹

[危機管理防災部]
黒澤努危機管理課長、出井正美消防課長、関口大樹災害対策課長

[県土整備部]
吉岡一成道路環境課長

会議に付した事件

事故対応及びこれまでの工事の経過
今後の復旧工事
振動・騒音、臭気等の環境対策
地域住民への対応状況
補償の方向性について

その他

- ・ 下水道の強靱化予算の確保を求める意見書及び社会資本施設に起因する事故等発生時における補償制度の構築を求める意見書を委員会として提出することとした。
- ・ 道路陥没事故に係る住民・事業者への速やかな補償を求める決議が行われた。

美田委員

- 1 私の方から資金面から質問させていただく。今回の事故が起こった環境というのは流域下水道というこの国の政策で整備されてきた面があると思う。しかし、皆さん御存じのとおり、この設備、設置場所は地中深く、しかも大口径で、とてもこのメンテナンスを考慮しているとは思えない。にもかかわらず、今年度の国への当初予算要望に対するその内示率が約5割となっていて、ここ数年は毎年内示率が低下してきている。これでは下水道施設の老朽化対策や耐震対策などが思うように進まず、国民又は県民の安心・安全を確保できないと思うが下水道局の見解はどうか。
- 2 本県の下水道のストックマネジメント計画というのを拝見したが、去年、見直しがされ、それによると投資目標が30年間で6,900億円となっている。これによって、施設の長寿命化を図って50年というものを65年に延ばすとされている。しかし、今回の件でも分かったように、ほかの場所でもバイパス工事などを要するような大規模修繕が必要となる可能性が大いにある。そうすると、とてもこんな予算では足りないと思うが、今回を教訓に投資目標を更に見直す必要があると思うがいかがか。

下水道事業課長

- 1 国の交付金の内示率が近年低下傾向にあり、今年度に至っては私どもの要望に対して約5割の配分という非常に厳しい状況となっている。この影響により、今年度当初予算については、新規発注がほとんどできない状態となっていることから、適切な点検や修繕により、下水道施設の保全に努めるとともに、老朽化対策や耐震化対策等の事業執行に当たっては、請負差金を活用するなどして事業の先送りを極力控えたいと考えている。また、国に対しては、流域下水道事業の着実な推進に向けて、国の継続した財政措置が不可欠であることから、社会資本整備総合交付金や防災安全交付金、それから、第一次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた下水道の強靱化対策の着実な推進に必要な所要額の確保を国に対して要望するとともに、国の経済対策予算についても積極的に要望するなどし、必要な事業の執行に努めたいと考えている。
- 2 スtockマネジメント計画については、近年の人件費の上昇や建設資材高騰を踏まえて、昨年10月に計画の改定を行った。今後30年間で約6,900億円の建設改良投資の見通しを立て、平準化の目安について1年当たり約230億円としている。その一方で、国からの交付金について、近年、私どもの要望に対する措置の内示率が低下傾向にあり、国の経済対策予算を合わせても要望額の満額確保が厳しい状況となっている。このため、国の経済対策予算の積極的な要望や請負差金の活用などにより事業の先送りを極力抑えるとともに、特に老朽化対策については適正な維持管理により長寿命化を図りつつ、リスク評価等により優先度の高いものから、計画的に改築を行うよう努めていることとしているが、このような対応にも、やはり限界があると認識しているので、今後の投資目標の見直しの必要性についても検証したいと考えている。

木下委員

- 1 自然災害で被災した場合の再建支援というものと、インフラが起因と見られる事案によって発生した場合の損失、この補償というのは別種なものだと私どもは考えているが、どのように考えているのか伺う。
- 2 補償の実行時期についてである。事業者、法人も個人どちらも補償は、本当に迅速に

行う必要があるが、どのように考えているのか。そして事業者でない一般の居住者の皆さんの補償も周辺県民の不安を減らすためには、迅速な対応が必要だと思うがいかがか。

- 3 今の冒頭の説明で言うと、ちょっと気になったのは道路陥没事故に関する原因究明委員会を設置して事故の原因究明に着手しているので、その原因に応じてしっかりと対応していきたいと考えている。一方で、工事に起因する補償については、既に話し合いを進めているということなので、陥落事故に関する部分の補償と冒頭の説明があった土木対応になってからと、何かここに線が引かれているように聞いているので、そこについてもう少し詳細に、これ一体の事故としてきちんと補償するのか、何らか違う線を引こうと考えているのか明らかにするべきである。
- 4 補償の算定額について、休業補償等できちんと証明される損失については、当然100%補償するというのが基本だと理解しているが、その理解で良いのか。
- 5 今回の事案と同じようなインフラを起因とするような何らかの事故が発生する可能性があると考えた場合、補償の在り方で、もう期間が長くなって間に合わない可能性があるので暫定で概算払をする、後から精算するというようなこととか、代位補償みたいな仕組み、概念をちゃんと確立して迅速に補償を実行していく必要があると考えるが、どのように考えているか。本来、国がこうした事故は全国的に起こり得るものなので、迅速に被害者に対しては補償するという事で、国が一時的に対応すべきものと私も考えている。しかし、現状、国においてそうした制度はないので、まず、最初に八潮でこうした事故が発生した埼玉県としては、責任の最終所在は後に決めるとしても、まずは県が、県民に代位補償的な形で補償するということをしていかないと、被害を受けた県民を救う手立てはほかに存在しないというように思う。その手法を採ることを阻害する法的要因があるのかも併せて伺う。
- 6 損害の補償については50メートルの範囲でやっているということだったが、この範囲だと多分数件である。これからの調査対象が50メートルで、数件しか県から積極的に調査する対象ではないという、この50メートルという基準は妥当なのか見解を伺う。

下水道局副参事

- 1 再建支援が被災者生活再建支援制度による支援ということであれば、インフラの今回の事故とは別物だというように考えている。
- 2 県では、これまで敷地を工事ヤードとして使用させていただいている店舗事業者に対しては、休業若しくは営業に支障を来している状況にあるため、借地補償、営業補償の話を既に進めている。さらに、早期に事業者の不安の解消につなげるために原因究明を待たずして、工事に伴う交通規制によって生じた実質的な損失を補償の対象にできないかを検討するため、先日、八潮市商工会と連携して個別相談会を開催して状況の把握に努めている。今後、この個別相談会で確認した事業者等の状況を整理し、できるだけ速やかに具体的な補償内容をお知らせできるように努めていく。また、不安がある住民に対しての速やかな補償については、住民に対しての補償は公平性・客観性を期す必要があり、原因究明を第三者委員会に委ねている中、時期について言及することは難しいと思っている。一方で、家屋にひびが入ったり、いわゆる家屋に損傷があった場合の対応については家屋調査を実施している。この家屋調査を実施して工事終了のタイミングで事後調査を行い、補償の方につなげていきたいと考えている。こちらもできる限り速やかにいろんな形でお知らせして対応に努めていく。
- 3 事故に対する補償は第三者委員会の原因究明を待って補償する。それから工事に起因するものについては、一方で進めているという話をした。事故に関しては、今現在、こ

の事故がどのように起こったのか、そういうメカニズムについても第三者委員会である原因究明委員会の方で究明をしているので、それを待っての補償になる。一方で、工事は通常の公共工事と同様に、工事に伴って営業に支障を来したり、また、いろいろなところに影響を及ぼすので、それに対しては通常の公共工事の補償制度に基づき原因究明を待たずして実施をしていきたいと考えている、そういった意味で線引きがされているように感じられるかと思うが、なるべく早く事業者への補償を進めていきたいと考えている。

- 4 補償額の算定に当たっては、公共事業で適用される損失補償基準等に基づき実質的な損失に当たる固定的経費と利益、あるいは掛かり増しとなった経費を補償することを検討している。
- 5 委員が話すような仕組みを仮に確立していくとする場合は、法的にしっかりとした検討が必要と考える。県独自で行うことは困難であると考えている。代位補償を行うためには、県が行わなければならない合理的な根拠が必要である。制度的な裏付け等が何も無い中での実施は困難と考えている。補償は公平性・客観性を期す必要があり、今回の経験や事例を踏まえ、既存の制度を活用してより速やかに対応に努めていくことが現実的な対応であると考えている。

委員長

下水道局副参事。しっかりと丁寧な答弁、また、実直に対応していただきたい。

下水道局副参事

- 5 再度、お答えする。県では今回の事故に関して、第三者委員会を設置して事故の原因究明に着手している。一方で、県として早期の補償を求める声に応じて、工事に伴う実質的な損失に対する補償については早期の対応に努めている。具体的には敷地を借りている事業者に対しては、既に借地補償、営業補償の話を進めている。交通規制に伴い損失、売上げ減少等が生じている事業者に対しても、個別相談会を実施してその把握に努め、具体的な補償の内容を検討し、速やかにお知らせするように努めている。補償は公平性・客観性を期す必要があるので、県が代位補償することは難しいと考えており、今回の経験事例に基づき既存の制度を活用し、より速やかな対応に努めていく。
- 6 陥没地点から半径50メートルの範囲とは、工事に伴う周囲の崩落の危険性があったためにホテル等に避難していただくなど、工事等の影響を最も直接的に受けている区域である。家のゆがみやひずみを確認する家屋調査を実施したり、工事の騒音等について防音壁等の対応を行っても、なお健康又は生活に支障が生じていると認められることから仮住居移転の希望を伺い、脱臭機の配布など、少しでも安心して生活できるよう対応している。なお、半径50メートルの範囲外にお住まいの方に対しても、今回の工事の影響により建物等に実際に損傷が生じている場合には、その申出に基づき、まずは職員が現地で確認し、必要に応じて専門家による家屋調査を実施している。

木下委員

- 1 自然災害とインフラ起因というのは別だと認識していることは確認できた。ただ、補償の実行時期について細かく答えてもらったが、工事に関して借りたヤードや駐車場とか、そこについては休業補償や営業補償とあった。ただ答弁を聞くと話を進めているということだったが、もう事故から5か月が経つけれど実行されてない。やっているというように聞こえてくるが、進めていけば本当にいいのかという疑念がある。迅速にやる

ということと絡むので、進めていけばいいと考えているのか伺う。

- 2 事故の補償の答弁では、そのあとの工事の補償は別だという認識に聞こえる。例えば、土木工事に入ったのが2月11日からと認識をしているが、その休業補償とか営業補償に関わってくると思うが、2月11日までの事故発生からの部分、これは原因究明が行われるまで補償の対象にならないと考えているのか。そこを確認したい。
- 3 補償については、公平公正にきちんと表明できる固定的経費、利益等であると答弁があったが、そこで出てきた数字については100%補償する理解でいいのか再度確認する。
- 4 我々も国がこういうことに対する制度を作るべきだと言っていることは理解していると答弁があったが、でも国がこれをやるのには時間がかかる。また、新たな制度を作らなければいけないということで、本来、国がやるべきだが国がやらないからと言って、ずっと5か月も6か月も7か月も8か月も何の補償も行われぬ。話し合いがつくまで結論が出せない。検討委員会が終わるまで、その部分の補償はできないということであれば、被害を受けた県民にとっては重大な損害どころか、資本金力があって余裕があればいいが、その間に資金繰りができなくなって倒産してしまうとか、取り返しがつかない事態になりかねない。だから、それまでの間は県がきちんと代位補償のようなもので対応すべきだということを提案した訳だが、その答えが、公平、客観的にやらなくてはいけないから既存制度を活用するしかない、代位補償は難しいという答えだった。であるから私が聞いたのはそれができない法的根拠はあるのかというのが質問事項である。そういう仕組みを作らなければいけない、公平、客観性を措置しなければいけないからできないとあったが、公平、客観的には当たり前である。きちんと積算根拠があって損害が明確にならなければ補償しないのは当たり前で、概算で既にその額を超えている、明らかにこれ以上の損害が生まれていると思ったら、その一部でも概算で代位補償のような形をして、最終的に責任が明らかになったら、そこに対して県が請求をすればいいだけである。別に既存の法律の中の組合せで全部執行できるのではないかなと思う。だからできない法的な根拠を聞いている。できない法的な根拠をもう1回明確にお答えいただきたい。
- 5 50メートルの範囲は仮住居等の移転の対象で、範囲外でも申出に基づくと話があったが、ガス漏れの可能性もあるといったときは200メートルの範囲とかで避難をしている。そういう状態も考えると、50メートルだと対象になるのは恐らく数件だと思う。やはり50メートルの外でも言ってきたら補償するのではなくて、一定の基準でもっと広げた中で、インフラに起因すると見られる訳だから積極的に「ここに損害があるか、大丈夫か」というように確認をしていくことが、県民の不安、いろんな迷惑がかかっている、臭気等が存在するという中で、県もちゃんと我々のことを見ているんだと不安を少しでも減らしていくことにつながると思う。それがあつたので50メートルの基準はどこかと聞いたが、仮住居に移転する対象となるというだけだと、ガスで200メートル移転している訳だから根拠不十分かなと思う。県が積極的に自ら調査に行くのが50メートルという範囲が妥当なのかどうか再度考えを伺う。

下水道局副参事

- 1 既に工事の敷地を借りている店舗や事業者に対して話を進めている。補償額の提示をしており、一部については既に合意が得られて実質的に進めているところである。
- 2 工事については、事故発災直後に既に対応を進めている。補償の対象は事故発災直後の工事がスタートした時点からであると事業者の方とは進めている。

- 3 補償に関しては、固定的経費及び利益等について算出されたものの100%になる。
- 4 工事に伴う補償に関しては公共工事の補償基準に基づいて行っている。これについては全国統一の基準であり、全国がこの基準に基づき補償の事務を進めている。この中で、補償に関しては、いわゆる概算払のようなものというは排除しており、難しいと考えている。この補償する基準については、これまでのいろいろな補償を公共工事で進めていく中での積み重ねになっているので、その基準に準じて行っていくのが良いと考えている。

下水道局長

木下委員の御質問にちょっと補足して説明させていただく。

まず1点目、事故とそれから工事を分けて考えているのではないか。この次の質問にも関連するが、事故と工事は明確に分けて考えている。事故の場合は、今、原因究明を行っていると言ったが、その原因究明に応じて責任というのにも明らかになる。そういう部分があるが一方で、工事は県がやっているものであるから、その原因がどこだということにかかわらず、県が行っている工事で何か実質的な損失が起こった場合には、その原因究明を待つまでもなく、工事が原因で、工事をやっている主体が原因だとも言えるので、県として原因究明を待たずに公共工事の損失補償の基準に基づいて、できるだけ速やかな対応ができないかと、そういう考えに基づいてやっている。そうすると工事の部分については、実際に県がやっている工事に起因して損失する部分がある。そういう明確な根拠があるので支出の根拠が明らかになる。ところが、損害賠償責任的な損害賠償ということであれば、その責任が明らかにならなければ支払うことができない。そういう整理をしている。今回、公金の支出になるので財源は使用料や税金ということになる。公金の支出については明確な根拠がなければいけないので、前払いみたいな形の一時金的なものは難しいのではないかと、そんな答弁を差し上げた。

下水道局副参事

- 5 工事の影響範囲を算出して50メートルとしている。この範囲内には16軒の住民の方がいる。また、範囲外の方には個別相談会等で要望を聞いているので、お話があった住民の方々には、個別対応をしているところである。

下水道局長

補足させていただく。とにかく住民の不安解消にはスピードが大切だと思うが、50メートルということをやったのは、これは優先的にということである。この50メートルの範囲については、工事に入る前に崩落の危険性があったので地盤改良などを行う、そのためにホテルに避難してもらう、そういうことを対応してもらった地域の方で、それから騒音や振動についても最も直接的な影響を受けている区域なので、そのためスピードということで優先的に行ったと申し上げたが、50メートルの範囲外にお住まいの方についても、その工事により実質的に影響が出ている部分については速やかに対応したい。多分スピードがということだと思うが、優先順位を決めて速やかに対応していきたい、そういう趣旨である。

木下委員

- 1 まず、1点目の再質問で聞いたことは一部合意をしたと、借地をしたり進めていると。やっぱり進めているだけで、5か月にわたって支払は実行されていないということである。

そこに非常に疑念は感じるけれども、そこはそう考えているということが確認できたので、次のもう1点の方を確認する。私の方が資料にある2月11日以降なのかという話をしたら、発生した直後、もう工事がスタートしていると言っているのもうそれはやっぱり工事がスタートしたのは1月29日、1月30日という段階から、そういう認識なのであれば別にその本当の原因究明のところで、亡くなられた方に対する本当に責任はどこにあるのかと、その原因究明を別途やるのはいいが、大切なことであるけれど、それ以外のインフラ周辺の住民に対しては、もう直後から補償が計算されるということで、そこはそこで納得できるが、そこは2月11日以降じゃないというのは、はっきり言ってないので、もう一度そこを確認する。

- 2 100%、ちゃんと大丈夫であるという話だったが、固定経費とか利益の損失分とか、いろんな説明していたので、事業者から見たら簡潔明瞭に、昨年度の売上げから今年の利益、ここを見ても、もうこれだけ落ち込んでいるというような明確に証明できるもの、損失、利益が失われたものも100%という理解でいいのか。念のため確認する。
- 3 法的根拠はと言った中で、もうここでやっぱり聞きながら、みんなばさばさとしているのは、工事に関する補償という表現の形をしていて、公共工事に対する補償の話をしている。それは都市計画道路を作るだとか、貯留槽を作るからといって工事をやっていたら引っ張られて家が傾いたとかといって補償するのは、それは全部工事が終わってからきちんと確認をして補償するというのは、それは通常の行為だから当たり前だと思う。だから一番最初に自然災害と、またこうしたインフラを起因とするところはどうかと確認しているが、もともとインフラか何かが起因すると見られる形で、こうして災害級と言われているほども発展してきている訳で、これを工事と同じ基準で、評価基準はその数字を使うのはいいが、だからといって工事においては概算払をしては駄目とは言っていない。工事補償では概算払については、なじまないみたいな話をしていたので、これは純粋な工事によるものではなくて、そもそもがインフラに起因すると思われる突発的な事故、それに伴って仕事ができなくなった。もう本当にいろんな損害が生じているという場合には、例えば損害が500万あったら、まずはもう、500万確定しているから最低資金繰りでも、6割の300万を先に払うという概算払みたいなこと、それを阻害する法的根拠があるのかどうか。それを改めて聞かせていただく。冒頭に言ったように、こういうことが初めてで、国でも議論になって問題になっている訳だから、本来はインフラから生じたものは国がきちんと、そういうものを制度すべきだと我々も考えている。ただ、それには時間がかかるのだから、もう一番最初に体験した埼玉県としては、それは迅速に補償しなかったら大変な迷惑を掛けてしまう。それこそ廃業になってしまうかもしれない。倒産するかもしれない。それを避けるために、こういうことを法的に駄目だと言われてない限りは編み出して、しっかりと実施することによって必要だということを国に伝えることもできる訳だから、そこをもう1回、できないと言うのだったらできない理由を明確にするべきである。
- 4 50メートルについては優先ということなので、その優先のところが終わったら、また何らかの緩和が行われる可能性がある。要するに、ただ待っているのではなくて優先したと、この先も県の方からも申出がなくても調査に行く可能性があるというふうに答弁を聞いて理解したが、そのように理解して大丈夫なのかどうか。

下水道局副参事

- 1 補償の対象期間については、1月29日から対象になる。
- 2 補償は固定的経費と利益について100%の補償になる。この固定的経費の中には家

賃だとか人件費も含まれるので、事業者が求める補償と合致しているというふうに考えている。

- 3 制度の中で公金を支出する必要がある伴うので法的根拠が必要かと思う。しっかりと、この辺の法的な根拠を検討することが必要だと考えている。
- 4 50メートル以外の対応についてはしっかり検討していく。

下水道局長

木下委員の指摘は不安を抱える住民に対するスピードある対応というところだと思うので、まだ状況を伺っている段階ではあるが、できるだけ速やかに具体的な内容を示すなど、県として速やかな補償に努めていく。

木下委員

- 1 確認できたところで1月29日分からだということであるし、あと100%の件は、やっぱり固定経費の計算と利益とかは分かるので、収益というので考えたら去年の収益と今年の収益というのは、それは当然、売上げから固定経費とかを引いた話で、別に売上げで100%と言っている訳ではない。今の説明は、つまり一般的な感覚で考えると、収益の減少分の100%と理解していいのか最終的な確認をする。
- 2 公金支出には法的根拠が必要ということだから、逆にその答えをしているということは、これをやってはいけないという法的根拠もないと明確に認識していると理解した。違っているのだったら、何か言ってほしい。

下水道局副参事

- 1 補償の範囲であるが、いわゆる収益の減に対しては100%補償となる。
- 2 法的根拠はないという認識については、できない法的な根拠というのは認識していないが、支出するためには法的な根拠が必要だと考えている。

木下委員

要するに阻害する法的根拠はないということが明確になったとの答えだと思う。では、それで法的根拠が必要だということであれば、手前で一旦ここまでの損害額の中で、この分でもいいではないかとか、いろんな形で双方で合意しながらの契約等を重ねていけば、別にその法的根拠を作ることは可能だというふうにも認識しているので、是非、そういうようなできる方法を見いだしていただきたいと思う。(意見)

小島委員

ただいままでの質疑を通して、2点、御提案がある。

- 1 下水道施設の老朽化対策や耐震対策など強靱化のための国庫補助予算が不足をしていること、そして、国において、社会資本施設に起因する事故発生時の補償制度がないこと、これに対して委員会として国に対し意見書を提出すべきだと考える。
- 2 6月25日に、我々、特別委員会委員の全員で八潮市役所において発災時からの説明を受け現地も視察した。5か月間、先ほど質疑のあったとおり説明があったが、いわゆる災害級の被災にさらされている住民の皆様方の生活環境を視察させていただいた。現時点で県民、住民の損害、損失は明確である。原因が明らかになってからという答弁が補償についてもあったが、県民の生活そして事業がこのままでは破綻してしまうので、そういう事態になる前に、道路陥没事故に係る住民・事業者への速やかな補償を求める

決議を委員会として取りまとめるべきだと御提案申し上げる。

細川委員

- 1 今回の事故で多くの県民の方に対して、一時的に下水の使用制限の依頼が行われたかと思う。このような対応は極めて異例だったと思う。県民の生活に直結するものであったことから、当時の状況判断だとか、あるいは要請の必要性、さらには市町村へのこの連携体制がどのようになされたのか、しっかりと検証しておく必要があると考えるが、まず、事故直後に下水の使用制限を依頼するに至った経緯について伺う。
- 2 実際に制限が行われたが、どのように市町村と連携をとったのか。
- 3 今回のこの下水の使用制限を行った結果、どのような効果があったかについて伺う。
- 4 今回の八潮市の道路陥没に伴い、県は、緊急措置として、春日部と越谷市にある新方川の下水の放流という極めて例外的な対応をとったかと思う。この判断に至った背景に様々な要因があったと承知をしている。しかし一方で、この新方川は、生活圏に近く、河川周辺には多くの住民の方が生活をしている。また、農業への影響も懸念される地域でもある。そのため、このような下水の放流という異例の措置に際して、地域住民や当該自治体に対し、どのような説明周知が行われたのか。
- 5 放流後の水質の影響のモニタリングや地域住民の不安の払拭のためにどのような取組を行ったのか。
- 6 現在もなお、この八潮市の道路陥没現場では復旧作業は続けられているが、現場の作業員の方々は、連日の高温に加えて、硫化水素等のリスク、そして強い臭気による体調不良の懸念など、不慣れであったり、また非常に過酷な環境で作業に当たっていることが推察される。こうした状況の中で作業員の方々の安全と健康をどのように確保しているのか、具体的な対策について伺う。
- 7 今後、更に長期的な作業が予想される中、これからの作業員の確保や資材の高騰に対する懸念など、様々な課題が想定されるが、これらの困難に対し、どのように備えていくのか県の見解を伺う。
- 8 今回の八潮市における道路陥没事故の復旧に要する費用は、多額に上ると見込まれている。各関係市町からは復旧費用等の経費について、国の支援や県の責任において対処すべきであり、中川流域の自治体に新たな財政負担を求めないでほしいとの強い声が上がっていることは私も確認している。先刻行われた一般質問では、一般的には補償費を含め、下水道事業に要した費用は、維持管理負担金に転嫁されることとなっているとの答弁があったかと思う。復旧費用をはじめとした今後の関連経費について、県の負担や国の財政支援をどのように見込んでいるのか、また流域市町に対して、新たな財政負担を求める考えがあるのか伺う。

下水道事業課長

- 1 県民の皆様に対する下水道の使用自粛のお願いについては、1月28日の陥没事故発生後、陥没箇所に入土砂が流入して下水の流れが詰まってしまう、汚水があふれてしまう可能性があったことなどから、陥没発生箇所に流れてくる汚水の量を少しでも減らす必要があったため実施したものである。この実施に当たり住民の皆様に対しては、県の方で報道発表を行うなどして周知を図った。
- 2 この下水道の使用自粛とは別に、関係市町に対しては、日にちなどを限定して下水道の使用制限のお願いを行った。これに当たっては、ファクスで各市町に御連絡をした上で、電話でも確認を行って御協力をいただいた。

- 3 下水道の使用自粛の効果については、並行してほかの対策も実施していたことから、この使用自粛の効果について、ちょっと効果を定量的に示すことが難しいところにはなっているが、一定の効果が出ていることは事実である。雨が降った際に、もともと、もう少し降水とか流量が増えるのではないかと見込まれていたが、そういったところが想定ほどまでいかなかったということの効果は確認している。
- 4 緊急放流については、先ほどの使用自粛と同様に、下水があふれる可能性があったことから実施したものである。こちらについては、1月29日の夜に春日部中継ポンプ場から、隣接する水路の方に緊急放流を開始したものだが、緊急放流の開始前に放流先沿線である春日部市や越谷市などに説明するとともに、緊急放流の実施について報道発表を県の方からしたり、マスコミの皆様に対しても取材日を設けて、現地で緊急放流に対する説明をしたりして、それについて新聞テレビ等で取り上げてもらうことによって周知を図った。
- 5 モニタリングと不安の払拭の取組としては、緊急放流実施中は毎日、水質調査を行い、その結果を県のホームページで公表するとともに、緊急放流終了後においても水質の状況を見ながら、頻度は毎日ではなく週に1回など徐々に減らしていったが、同様に水質監視等を行い、その結果をホームページで公開して、その後、緊急放流以前の水質に戻っていることが確認できたので、5月14日をもって水質監視も終了した。
- 6 作業員の安全、健康の確保ということで、復旧工事の現場では換気設備により十分な換気を行うとともに、硫化水素濃度とか酸素濃度を常に計測するなどして、労働環境の安全を確認した上で作業を実施することとしている。また、労働災害の防止のため、転落防止対策や安全通路の確保など、適切な安全対策を実施している。さらに、作業所における衛生対策を強化するなど健康面への配慮も徹底して行っているところである。
- 7 現在、通常の工事でも作業員の確保とか、資材の確保など、非常に厳しいところもあるかと思うけれども、この八潮の陥没現場の復旧、こちらについては最重要な工事であるので、引き続き、民間事業者の皆様の御理解、御協力をいただけるように、県としても真摯に事業者の皆様と向き合って対応させていただくというふうに考えている。

下水道管理課長

- 8 市町の負担などについて説明する。流域下水道事業は独立採算制が採られており、受益者負担の原則に基づき、汚水の排出量に応じて市町に御負担いただく維持管理負担金で運営しているので、一般的には、補償費を含め下水道事業に要した費用は維持管理負担金に転嫁されることになる。現時点での復旧費用については、令和6年度2月補正予算の財源は国庫補助金と企業債、令和7年6月定例会に提案している補正予算は、企業債を財源としており、企業債の元利償還金には地方交付税措置がある。その上で、一般論としては、今回の経費の財源のうち、国庫補助金や地方交付税で措置される部分を除いた金額は、維持管理負担金に転嫁されることとなる。このため、今後の経費を含め、まずは国の財政支援について、現時点での見込みを立てることは国が決定することなので、こちらで見込みを立てることは難しいところではあるが、必要な経費を積極的に要望するなど、国庫補助金等の財源確保にまずは努めていきたいと考えている。そして、市町に対して新たな財政負担を求める考えがあるのかについては、今後の国の財政支援の動向なども注視し、さらに、国庫補助金や財政上有利な県債を最大限活用するなどして、可能な限りの措置を検討していきたいと考えている。

細川委員

下水道の使用制限について、一定の効果はあったということだが、これは多くの県民の方が、本当に生活に直結するということで、例えばトイレを我慢したりとか、お風呂を我慢したり、台所の水をどうしようとか、本当はかなり困った状況だったと思う。そういった、いわゆるこの情報発信方法とか、あるいはその具体性が極めて不明確であったために、どこまでこの我慢をすればいいのかというのが本当分からない状況があった。こういった県民の戸惑いに対して多分いろんな話が県の方に行ったかと思うけれども、県としてどのように受け止めていたのかをまず伺うのと、その情報の伝達や住民への周知、先ほど報道ベースでお話はあったけれども、そういったことを受けて、どのような取組をしたのか伺う。

下水道事業課長

下水道の使用自粛については、県民の皆様大変御協力をいただき心から感謝しているところである。下水道の使用自粛をお願いする際には、住民の皆様から何をしたらいいか分かりにくいというお問合せも頂いたので、当初の呼び掛けから徐々に改善を図って、例えば、「お風呂や洗濯等の排水の頻度を下げるなど御協力をお願いします」という形で、できる限り具体的をお願いするように努めていたところであるが、やはり今回の対応について、今までになかなか前例がなかった対応ということもあるので、県民の皆様から頂いた御意見をしっかりと受け止めて、例えば、今後、これと同様のことをお願いする際には御家庭における下水道の使用自粛に関する主な取組をまとめたチラシみたいなものを作成して、そういったものをホームページに掲載するなど、県民の皆様に対しても、こういったことをやればいいのかということが、もう少し分かりやすく具体的に伝えられるように努力していきたいと思っている。

伊藤委員

- 1 事故対応について伺う。まず、事故発生時に道路の埋設物の情報や下水管という特異性を、現場の救助隊とかに伝達できたのかどうか。
- 2 今回のように口径が4メートルを超えるような管が破損した場合、どのような状況が起こり得るのか、想定した対応マニュアルとかがなかったのかどうかを伺う。
- 3 今後の復旧工事について伺う。早期の道路復旧が求められているが、現在、県道4車線のところが通行止めになっている。このスケジュールを見ると、2車線での復旧が令和8年4月予定とある。これ以上早まる見込みは全くないのか、それとも早まる余地があるのか伺う。
- 4 補償の方向性について伺う。公共工事のルールで補償するという、当面はそういうことであった。本会議の一般質問でも行ったが、笹子トンネル事故で点検については、目に見るだけでは分からないということが教訓であった。これが12年前の事故な訳である。一般質問の答弁では、トンネルは目視だけではなく、打音点検が必要とされたが、下水管には、この点検項目がされていなかったというふうに答弁があった。そこで質問であるが、県は国より進んで画像を見て、目で見て確認するということを行っていた。この点は非常に評価をする点である。ただ、目で見ただけでは分からないということに全く気付いていなかったのかどうか、お答えいただきたい。
- 5 下水管の点検について、管の内側の画像を目視で行っていたとのことだが、目視点検をしていたのは下水道局なのか。それとも下水道公社なのか。それとも更に委託をした民間会社が行っていたのか。私がこのことを確認する理由だが、八潮の道路陥没事故は、

やっぱり防げなかったのかということである。知事は防ぎようがなかったと、本会議の方でも答弁をしていたと思う。そうであれば、例えば、笹子トンネル事故の教訓をいち早く、国も県も取り入れていたら防げた可能性があったのではないかと考える。そうすると今回の復旧工事は単なる公共工事ではあり得ない。県の責任による事故復旧工事となる。

- 6 そこで、補償について伺う。まず、臭いや騒音で、どこかに避難したいという人もいた。一時避難場所やホテルなどを提供すべきではないかと考えるが、この辺の検討はあったかなかったのか、今後どう考えているのか。
- 7 下水道の排水自粛、先ほども質疑があったが、何らか流域住民に対してはやはり、これだけ御協力をいただいた訳であるから、何らかの補償をすべきだと思うが、その辺については考えているのか伺う。
- 8 本会議でも提案したが、やはり、維持管理負担金の減免で下水道利用料金の減免をしてはと、私の方でも提案をした。知事は感謝やおわびの気持ちでは減免ができないという答弁であった。なぜ、この気持ちでは減免ができないのかという点を伺う。
- 9 やはり、今回のような事故を繰り返さないために、国の方でも、全国特別重点調査を実施している。そこで、埼玉県内の重点調査に関わる調査の優先実施箇所はどの程度あるのか伺う。
- 10 重点調査の対象は全長155キロだったが、打音調査ができないところは空洞調査をするということである。どんな手法で実施されるのか。そして、現在進捗状況はどのようになっている、いつまでに完了予定なのか伺う。

下水道事業課長

- 1 事故当初、埋設物の情報を消防に提供できていたかについて、事故発生当初においては、速やかに消防の方にそういった地中埋設物の状況とか、その下水管の情報について提供することができていなかったというところがある。
- 2 今回の事故のような対応マニュアルがあるかについて、やはり今回の事故は全国でも前例のないような大規模な陥没事故であったので、今回のような陥没の規模を想定したような対応のマニュアルというの、ちょっと私どもの方では、準備ができていなかった。
- 3 道路の復旧については、現在もやはり、まだ現場の状況、管の中の水がまだ、はけていなかったり、あと土砂とかガラが撤去できていないというふうな状況があるので、なかなか現場の状況を全て把握できてないところであり、ちょっと、まだ工事の見通しも正確に立てられていないところがある。そうした中でも、いろんな想定を持って私ども、その下水管の仮復旧をいつまでにやるかとか、あとその道路の迂回路での暫定開放になるが、いつまでできるかということの見通しを立ててやっていて、それも結構、順調に進んだ上での工程で今考えているので、ちょっと現時点で早められるかというところをお約束することが非常に難しい、見通しを立てるのが難しいというふうに思っているところである。
- 4 埼玉県の方では、国の規定よりもきめ細かに5年に1回の頻度で全ての下水管の調査を行っており、この調査の判定については公益社団法人の日本下水道協会が示している下水道維持管理指針という書籍があり、これに基づいて画像を見た結果を判定している。今回の事故発生箇所については3年前の調査で目視確認をしており、そのときもこの地点だけ、ほかの場所と比べてちょっと特別な状態というふうには見受けられなかった。ただ、そうした状況の中で僅か3年の間に、今回のような大きな陥没事故の発生に至っ

てしまって、ちょっとこの原因が、やはりなかなか私どもでも今の時点では解明ができていない。そうしたこともあり、今、第三者の専門家で構成している原因究明委員会の方で、原因の究明をお願いしているところであり、そうした結果を踏まえて点検調査の在り方についても、私どもの方でも見直しをしていきたいというふうなことを考えている。

- 5 目視の下水管の調査については、埼玉県下水道公社の方から、一般競争入札で管路の維持管理とか調査を専門とする業者の方に委託をしている。その委託業者が管の中の撮影とか調査を行って、目視した結果について評価を付ける。その評価を行った結果については、委託をしている埼玉県下水道公社の方で確認をしており、さらに私ども下水道局の方でも、現場の事務所の方でも確認をしている状況である。

下水道局副参事

- 6 一時避難が必要だった者に対する避難場の提供と今後どう考えるのかについては、24時間工事を行っていたので、騒音の値が生活に大きく影響しているエリアについては、仮住居の移転の案内、いわゆるホテルの案内だとかを行った。今後、こういった騒音、振動、臭いについての影響というのは個々の住民によって異なるので、一時避難が必要かどうかを含めて詳細にお話を聞いて対応を検討していきたいと考えている。
- 7 使用自粛に対する補償は考えていないのかについて、使用自粛をしていただいた流域住民の方々については本当に感謝する。先ほど下水道事業課長からの答弁もあったが、一定の効果があったということで本当に感謝している。補償については、使用自粛に対する補償というのは考えていない。できる限りの自粛をお願いしたところで、補償はしないというふうに考えている。

下水道管理課長

- 8 流域下水道事業は独立採算制が採られており、受益者負担の原則に基づき、汚水の排出量に応じて、市町に御負担いただく維持管理負担金で運営している。この維持管理負担金は、5年ごとに見直しを行い、向こう5年間の収支が均衡になるよう単価を算定しており、この収支均衡となるように設定した維持管理負担金を市町に御負担いただくかなければ、流域下水道の運営が困難になる。県では、下水道の使用自粛をお願いしていた間も、市町から排出された汚水の処理を続けていた。流域下水道の適切な事業運営のために、排出量に応じた維持管理負担金を市町に御負担いただくことについて、御理解いただきたい。

下水道事業課長

- 9 国で実施している特別重点調査の対象、埼玉県の流域下水道では全部で155キロであり、このうち優先実施箇所については約94キロである。この優先実施箇所については、8月までに調査を行うようにと国土交通省からも要請が来ており、それまでに完了できるように私どもでは努力して今進めているところである。
- 10 この打音検査ができない箇所について空洞調査をというふうなところであるが、実際その空洞調査についても深いところになると、電磁波を使つての調査ができないことになるので、今回、埼玉県流域下水道は深いところに埋設されている管きょが多くなっている。そういったところについてはサウンディングと呼ばれる手法で、上から棒を入れて、実際に空洞がないかどうかというのを、棒の入り方を見ながら確認をするような調査を行っている。

伊藤委員

- 1 事故発生時に道路埋設物の情報、下水管の特性を現地の消防に伝達できていなかったというふうなことだったと思うが、下水道局と建設業者が現地に駆け付けられたのが1時間以内だったと思うが、その段階で情報が伝達できていなかったのか。いつ頃に、その情報を伝達することができたのかということを伺う。
- 2 県道の道路復旧が、順調に工事が進んで2車線に復旧となるのが、令和8年4月ということで良いのか。
- 3 目視点検は、どなたが確認していたのかというところで、結局は下水道局3者が、点検をしていたという答えだったと思う。確認の方法だが、下水道局、下水道公社は全部確認をしていたのか、それともBランクだけなのか。
- 4 ホテルを案内していたことは伺った。今後、やはり個人差はあると思うが、臭いに関して非常に病的になってしまう方もいる。そこは、もしも申出があるのであれば、一時退避場を準備するという理解で良いのかどうか。

下水道事業課長

- 1 消防への下水道管の情報に関する提供について、事故発生から1時間ほどして、埼玉県の下水事務所の人間が現地に到着をしたが、その時点では、消防の方に下水管の情報とかを提供することはできていなかった。いつの時点で消防に下水道管の情報を提供できていたかということ、今、正確には確認はできていないが、恐らく下水管の中に要救助者がいるのではないかと分かったぐらいなのではないかなというふうなところで、今、少し推測しており、事故発生当初に速やかに消防の方に情報提供ができてはいなかった。
- 2 迂回路について、順調に工事が進んだとして、令和8年4月の暫定2車線での開放を目標に、工事を進めたいと考えているところである。
- 3 調査結果の確認については、Aランクの箇所、Bランクの箇所だけに限定したのではなく、全部の調査結果について下水道公社とか下水道事務所の方でも確認をしている。

下水道局副参事

- 4 臭いの関係でホテルなどの一時避難が必要な申出があれば対応してくれるのかについては、臭いや騒音等でどうしてもそういったことが、個々の住民によって異なるので、必要であれば、話を伺った上で対応を検討していきたいと思う。

伊藤委員

最後の部分で確認だが、先ほど来、住民の皆さんから個別相談会とかでいろんな声を聞いていると伺った。その中で出た声に関しては、対応すると答弁があったと思うが、この臭いの関係もそうだが、声を出せば対応するという理解でよいのか。それと個別相談会に行けない場合もあると思うが、そういう場合にも声を出して、相談に乗って、それを検討してもらい、補償になるという理解で良いのか。

下水道局副参事

個別相談会を行っており、通常の電話相談窓口でもお問合せいただければ、状況の確認をさせていただく。その中で検討の結果、一時避難、ホテルへの避難が必要であれば、当然それは対応していきたいと考えている。まずは、電話相談窓口なり、お問合せを頂いて、

そして我々の方で対応し、お話を聞きに伺うので、そういう対応でやっていきたいと思っている。

伊藤委員

先ほど、営業補償であるとか、金銭面に関しても補償の質問が多数出されている。例えば、今回のようにホテルとかを利用していただくということになると、そこで、支出が発生する訳だが、それはもう、すぐにやっていただけるということなのか。

下水道局副参事

お話を聞いた中でホテルへの避難が必要であると判断されれば、それは県の方で、その費用は支出することになる。

伊藤委員

その財源はどこから出されるのか。

下水道局副参事

財源については、補償に関する予算の中から支出させていただく。

伊藤委員

それは、流域下水道の会計から出されるという理解で良いか。

下水道管理課長

財源というか、会計は流域下水道事業会計になる。

渡辺委員

先日、私の地元の白岡市においても、市役所火災という想定外の事故があり、事故発生直後に、素早い消火活動ができていればなど、初期対応の重要性を痛感しているところである。この八潮市の道路陥没事故についても、初動の対応について更なる検証が重要と考えており、私からは初動対応を中心に3点質問する。

- 1 国との情報共有について伺う。1月28日に陥没が発生してから、その翌日には自衛隊のリエゾンが現地に到着していたと聞いているが、この自衛隊のリエゾンは具体的にどういった活動をしていたのか。県と国で具体的にどういった情報のやり取りが行われていたのか伺う。
- 2 県と市、現場の方の情報共有について伺う。こちらも危機管理防災部であったり、下水道局のリエゾンが現場で対応されていたと思うが、事故の初日から、何名のリエゾンが入り、どのように、県、市、現場で情報連携をしていたのか伺う。
- 3 今般の事案は事故発生から2週間後の2月11日に災害救助法が適用となり、災害フェーズとなった。事故の対応から災害対応への移行が遅かったのではないかと考える。事故の対応では消防主体の救助となるので、初期対応が限定的になってしまう可能性がある。災害救助法をもっと早期に適用をすれば、法に基づく災害対策本部会議、これを設置して、県の権限で関係機関の連携や調整を図って、総合的な対策がとれたのではないかと考える。県では1月29日、事故発生直後、陥没発生直後の早い段階でこの救助法の適用も検討はしていたようだが、なぜもっと早く適用が行われ、災害対策本部会議が立ち上がらなかったのか伺う。

危機管理課長

- 1 国との情報共有、具体的には自衛隊ということだが、自衛隊との情報共有については、1月29日の午前5時の第1回危機対策会議の開催を受けて、直ちに、県から陸上自衛隊第32普通科連隊に対し、災害派遣要請の可能性がある旨の連絡を行った。自衛隊には救助活動への支援だけでなく、避難者への生活支援やその土木的措置に関する助言などのあらゆる支援活動についての検討をいただいた。自衛隊にはリエゾンを派遣していただいたが、リエゾンは被災現場の状況やその自治体のニーズを自衛隊の連隊本部などに伝達する役割を担っており本部で最終的な判断をする。自衛隊はリエゾンからの情報を踏まえて、県に対して自衛隊から救助活動については、消防等を超える救助の技術はなく、土木的措置についてはゼネコン以上の知見を有しないという見解が示された。一方、入浴や給水等の生活支援については、市から要請があれば可能であるとの見解が示されたが、こちらについてはニーズがなかったため結果的には実施はされなかった。
- 2 市へのリエゾンの関係である。八潮の道路陥没事故では、事故翌日の1月29日から土日を含め、毎日、八潮市にリエゾン派遣した。1月29日は一人体制、1月30日から二人体制として対応することとしたが、市からの要望の内容の多くが下水道に関連する内容であったことから、危機管理防災部だけでなく、下水道局からもリエゾンを派遣してもらうこととした。リエゾンからの情報伝達の流れについては、リエゾンから電話やチャットで県庁に報告された内容を、その重要性・緊急性に鑑み、庁内の幹部や関係部局、庁外の関係機関などに必要な情報共有を行った。具体的には、市の対策会議で発言のあったインフラの被害情報や避難者などの情報に加えて、市が設置する避難所への人的物的支援への依頼などがリエゾンを通じてあったので、県として可能な対応を速やかに実施したところである。

下水道事業課長

- 2 下水道局においては、1月30日から3月11日までの期間で下水道局の職員延べ79名を八潮市にリエゾンとして派遣した。1月30日から2月2日までは1名の派遣で、2月3日は2名、2月4日から3名に増員し、体制の強化を図ったところである。その後、2月21日から3月4日と順次体制を縮小し、3月11日をもって派遣を終了した。リエゾンの派遣前と比較すると、リエゾンの派遣後は八潮市等の情報連絡の円滑化が図られたものと認識しており、情報連絡のやり方については、先ほどの危機管理課と同様のやり方で、私ども下水道局の方では下水道の復旧工事、土木的措置の実施状況とか、八潮市のインフラの状況、そういったものをやり取りしており、私どもの工事で対応する部分の調整とかそういった部分をより円滑にできたのではないかと認識している。

災害対策課長

- 3 救助法がもっと早く適用できなかったのかである。事故発生の翌日の29日には、災害に適合しないかということで、内閣府の方に救助法の適用可能性について相談を行ったが、事故発生当初の事案状態では、まだ大規模事故には当たらないのではないかと見解が示された。それ以降も県から毎日のように内閣府の方に状況を、こういうふうになっているという状況を説明して、節々で災害に当たるのかどうか、救助法の適用の可能性について相談を行っていた。その結果、災害救助法の適用要件に該当するというような調整が整い、適用開始日を1月29日に遡った形で、2月11日に八潮市への災害救助法の適用を決定した経緯である。今回の事案については、災害救助法に基づく救助として、避難所の設置、また、炊き出しその他による食品の給与を行ったところである。

渡辺委員

- 1 国との情報共有の件について、私が今回、県民の方から頂いた意見の中で国との連携が足りていないのではないかと、なぜ自衛隊に支援要請しないのかとか、そういった声をたくさん頂くことがあった。ただ、実際には自衛隊のリエゾン、これ早い段階で到着していて、間接的に支援していたり、情報連携していたということであったので、それならばその事実をもっと県民に対して情報発信すべきだったのではないかと考えるが、その点どのように考えているのか。
- 2 県のリエゾンを29日に1人しか派遣しなかったというのは課題ではないかというふうに思う。特に初期対応の段階で、他部局であったり関係機関への情報伝達にタイムラグがあり、情報が即座に必要なところに上がっていないのではないかとというふうに考える。先ほどの質疑でも下水管等の情報を消防に情報提供できなかったとか、そういった課題があったと思う。さらに、リエゾンで派遣される人間が、日によって交代するために継続的な業務が行われていなかったようである。県としては、このリエゾンを中心とした情報共有、情報連携についての課題、これをどのように捉えているのか。
- 3 29日には内閣府に救助法の適用を相談して、内閣府の方から大規模事故ではないという見解が出されたということで、それを2月11日の時点で考えを改めたということになったが、これは国に対して情報提供が足りていなかったのか、それとも、やはり国の判断や法律の運用基準に課題があったのか、もっと早く救助法の適用をしていれば、県が主体となって、権限を持って連絡調整を行って救える命があったのではないかとというふうに考えるが、その点の課題認識を県はどのように持っているか伺う。

危機管理課長

- 1 自衛隊との調整については、公開で行われた危機対策会議において知事の訓示の中で説明をしたり、会議後のぶら下がり取材においても、自衛隊との調整状況というものについて説明をしている。このほか、知事の現場視察の際に、自衛隊に働き掛けを行って視察に同行をいただいた。この様子はテレビ中継をされ、この後、県民から県への自衛隊関連の電話問合せというのは大きく減少しており、周知の効果というのは一定程度あったかと考えている。今後もこういった周知に関しては状況に応じて適切に努めていきたいと考えている。
- 2 リエゾンの関係である。1月29日にリエゾンを派遣したのが1人で、その後は交代制であるところであるが、リエゾンを最初の段階で、どのぐらいの人数、又は職位も含めてどういった職員を派遣すべきなのかといったところについては、今後、検討の余地があるかと考えている。交代制についても、2日目以降は初めて行く職員だけにならないよう、必ず、前日に派遣された職員が1人は残るような形で対応していたが、特定の職員が長期で派遣されていた訳ではないので、この辺りの在り方ということについては今後、検討していく必要があるかと考えている。

災害対策課長

- 3 先ほど申し上げたとおり1月29日には内閣府に相談をして、今回の事案はその災害に当たる大規模な事故には当たらないという見解を頂いた。こちらから日々状況が事故から災害に動いていく中で、例えば現場の通信回線が使用不可になっているとか、避難を呼び掛ける区域を設定したとか、そういった徐々に変化している状況について、逐一内閣府の方にはお伝えした。一つの内閣府の見解として、多数の者が避難をしていて継続的に救助が必要な場合について、適用の可能性があるというような認識が示されてい

るところではあるが、それが徐々に範囲が広がる中で、そういうふうな認識を内閣府の方でもしたのかなというふうに思っている。引き続き、こういった事案があった場合には、迅速、適切に情報をしっかりと伝えていきたいというふうに考えている。

渡辺委員

- 1 県と現場の情報共有のところであるが、リエゾンの方をどれくらい派遣するかなど危機の際の確固とした決まりは、まだないという御答弁であったが、やはりリエゾンの専門性や体制の強化であったり、危機対応のマニュアル化や育成、さらには関係機関で情報一元化ができる仕組み作り、これが必要ではないかというふうに考えるが、今後の情報連携について具体的に、現時点でどのように強化していくかというのをもう一度確認したい。
- 2 災害救助法の関係で、この災害救助法の適用については最終的には県に決定の判断があるというふうに思うが、国の方でそれは事故だというふうな考えがあったということだが、やはりもっと県が主体的に判断をして、この法に基づいた災害対策本部会議を開いて、この八潮の事故対応の方と、それから災害の対応二つのものが混合するのではなくて、一つで、これ事故から災害への移行、これをもっと素早く、やることが必要だったのではないかと。県の決定権限があるので、県の権限でできたのではないかと考えるが、その点いかがか。

委員長

危機管理課長、先ほどの渡辺委員の、自衛隊のリエゾン派遣の部分で、情報発信はしたけれども、どういう形で対応したのかというところで答弁が漏れてるような気がするがこの点も併せて答弁願う。

危機管理課長

自衛隊の関係である。どのように県が対応したのかということであるが、早い段階から自衛隊に様々な打診、協力をお願いしていた。結果として、今回については、自衛隊の方でなかなか対応可能な部分なかったということであったので、それを前提に、県としてできる次の策、土木的措置であるとか、そういったところに進んでいったというところである。

- 1 リエゾンの体制強化についてである。先ほど、どういう人数で、どういう職員をどのくらい派遣するかという体制に加えて、事前の準備としてのマニュアルの整備なども、これからはなるが検討したいと考える。

災害対策課長

- 2 災害救助法の適用判断は県知事である。一方で、内閣府の災害救助事務取扱要領というものがあり、こちらの中では、法の適用を行う場合には、事前に内閣府と連絡調整を行った上で、速やかにその旨を公示することとされている。災害救助法が適用となった場合に最大2分の1の国庫負担が生じることもあり得るため、実際には適用に当たっては、国との事前協議、事前調整が必要であるとされている。事故から災害という早い段階で移行していくという指摘であるので、今後、必要な場合に迅速に適用ができるように、国と丁寧な情報共有、相談を行っていくように努めて参りたいというふうに考えている。

松坂委員

- 1 発生原因、第三者委員会で調査ということになっているけれども、そこに重きを置いて質問したいと思う。まず、下水道管きよ。標準的な耐用年数は50年というふうに定められているけれども、実際の耐用年数は管の種類や使用状況や管理状況によって多少異なるとは思っている。また、先ほども回答であったように維持管理の基本となる下水道法に定められている調査は5年に1度というふうに定められているが、今回の事故を見て5年に1度が適正だったのかなというのは、ちょっと疑問が残るところであるけれども、今回の管きよにおいては3年前に調査をされたという報告があった。実際に、先ほど伊藤委員からの質問にもあったけれども、カメラでも確認をしているということが分かった。私が思うのにあそこの管きよ、肉厚が50センチある管路である。50センチの管路が、要するに剥離をしたり、少しずつ劣化をしていったとしても、やはり3年という時間では多分壊れないとは思っている。そんな中で、今回、陥没した事故現場が正常な管きよであったのか、もう一度確認をしたいと思う。
- 2 先ほど来、補償のことについて話をいただいたけれども、先日、商工会長さんからも切実なお願いだとか補償に関する話があった。本当に厳しい状況にあることを感じる訳であるが、そんな中で、やはり店舗や被害に遭った事業者の対応というのは大変重要なことであるけれども、私も事故現場のところで生々しい状況を見ているけれども、店舗もそうであるし、いろんな事業者のところの補償がどの程度進むのか、今日の回答見れば分かったけれども、ただ実際のところ、借地であったり工事に関わる要因にかかる経費というのは、もう建設業協会さん、ゼネコンさんを通じてお金は支払をされてると思っている。その中での県とゼネコンさんも含めた中で、事業者への支出がされていると思うけれど、どのような取組をしているのか。
- 3 あわせて、これは令和4年6月8日にはあるけれども、類似するような陥没事故が川島町で、これは荒川右岸で発生した。大変、このときも人命に関わる事項であり、そのうち、あその場合は自然流下ではなく、圧送管の関係で処理をした訳であるけれども、同一するような危険箇所の調査をするということで徹底的にやるということであった。それに伴いながらも、川島町の場合はその隣接するところが、また陥没したということが起きた。その経緯を踏まえて、今回の事故につながることはどんなことが想定されたのかということをも私も疑問に思うけれども、この陥没、老朽管路に関わることだとか、硫化水素の影響だと言われているけれども、そういったことが、この川島町の事故を踏まえて、今回の事故が、原因から発想すると抑止できたのではないかなというように思う訳であるが、それについて回答いただきたい。

下水道事業課長

- 1 今回の事故発生箇所の関係については、3年前に調査を行っており、そのときは全く異常がないという訳ではなくて、腐食Bランクということで、中程度の腐食が見られるというふうな判定であったけれども、ただほかの箇所と比較しても、この地点だけ特に劣化が進んでいるというような状況までは確認ができていなかったところであり、そうした中で、なぜこの3年間で大きな陥没発生するに至ったのかというところの原因が、私どもの方で、まだ特定ができていないというようなところで原因究明委員会の方で今、検証を進めているところである。
- 2 私どもと、今現場で土木的措置とか、復旧工事に御協力いただいている建設会社との間においては工事の契約を締結しており、その中で工事の施工に伴う借地については、工事の一環として建設会社に対応、協力いただいているけれども、そのほかの補償等に

については県の方での対応しているところである。

- 3 川島町で発生した陥没事故については、圧送管と呼ばれる管の材質も今回の事故現場と違う材質を使っている箇所、管の径も小さくて管の材料も薄いというふうな特徴があって、今回の事故箇所よりも更に腐食が発生しやすい箇所というふうなところが特徴としてあった。川島町の陥没事故発生後、川島町での事故発生と同じような条件のところは、埼玉県の流れで約10.9キロあったけれども、そういったところについては、管きよの緊急点検を行った。ただ、その緊急点検のときには今回の八潮の陥没事故発生した管とは、条件や管の種類、それから管の大きさ、厚さ、そういったものがちょっと違う、より厳しい条件のところであったので、今回の八潮の現場も含めての緊急点検の対象となっていないくて、その川島町の陥没事故を踏まえて、今回、八潮のところで陥没事故が発生するということがなかなか予見ができなかったということである。

松坂委員

1 点目の質問のところで、変化があったのではないかということであるけれども、Bという判断、やはりコンクリート構造物というのはアルカリ骨材反応で、やはり劣化してくるものだから、それはもう当然のこと承知だと思うけれども、変化があるということは、表面が変わってきているということは劣化が進んでいることがもう想定される訳である。だから正常な状態ではないということが、そこでもし目視の中で、理解をしてもらわなければならないし、国の指針の中でもやっぱり考えていかななくてはならないことになるのかなと思う。そういったことを踏まえた中で、今後そういった箇所が、まだまだたくさんあるのではないかということもあるので、その辺は本当に、慎重にやっていかなければならないことで、変な話、見落としてしまったんじゃないかなということ、これからは事故調査委員会原因究明していくということになるのかと思うけど、その辺もしっかり、またつかんでいただきたいと思うが、その辺についてどう思うか。

下水道事業課長

今回の事故の原因究明の結果を踏まえて、私ども県の方でも今後の点検調査の在り方をしっかりと検証して、必要な見直しを図っていきたいというふうに思っている。また、流域下水道は全国に普及しているので、ほかの都道府県において同様の事故が発生しないように、国の方でも点検調査の頻度とか手法、そういったところの抜本的な見直しを、是非、国の方でも主体的に取り組んでいくように、国にも働き掛けを行っていきたいというふうに考えているところである。

橋詰委員

先日、現場を拝見させていただいた上で、また、私も越谷出身ですけれども地域のお声もたくさんいただいた中から何点かしたいと思う。

- 1 今回、原因究明委員会の中で過去2回行われた資料を読んで、確認されたことまでだが、メカニズムの部分とか、いろいろ話があった中で、この中身とかを見ていると、硫化イオンという話の中で硫化物というところが原因も多いのではないかなというふうなところも散見される中で、これは専門家の方の御意見だと思うけれども、やはりこの3年間でそこまで劣化が進むのかなというのが素人的な意見であるが、このことについて、もう一度、その劣化状況を本当にそういうことなのかということも含めて、もう一度お答えいただきたいと思う。
- 2 原因究明委員会の中で、様々、今取り組んでいる中で、ちょっと大きな話になるけれ

ども、今回、そのことを受けた中で、並行して復旧工法検討委員会も開会する中で、今回、どのように復旧していくという方向は決まったが、原因がはっきりしない中で並行して進めている。これは仕方ないけれども、それで本当に支障というか、それで大丈夫なのかなというのが基本的な疑問が残るところなので、その辺の本当にこれでいけるのかということの答えを頂きたいと思う。

- 3 今後のことの中で新しい工法、また、毎年そういう管の清掃だとか、その工法というのも変化している中で、SPR工法というのが、多分今、既存のものに対してやる方法としては、劣化を50年延ばせるだとか、そのような意見を頂いている中で、そういうことが、今修復したところは最新の管で続けられると思うけれども、現行の中で、それを更に強靱化、強くしていくという意味でのSPR工法とかその辺の考えは、今後、将来的にあるのかどうかを伺う。

下水道事業課長

- 1 埼玉県においては、国の規定よりもきめ細かに5年に1回の頻度で下水道管の調査を行っており、この調査の結果判定については、公益社団法人日本下水道協会が出している、下水道維持管理指針実務編の調査判定基準に基づいて、判定を行っているものである。今回の事故発生箇所3年前の調査においても、劣化がなかったという訳ではなくて腐食Bということで中度の腐食の判定が出ていたという結果であった。ただ、ほかの地点の調査結果と比較しても、この地点が著しく、劣化が進んでいるというふうに見られなかった。そういった中で3年間の間に、こんな大きな陥没に発展したというふうなところが、なかなか原因が私どもの方でも究明ができないというところで、原因究明委員会の方でも検証いただいているというふうな状況である。
- 2 今、原因究明委員会の方で原因の検証を進めているところであるが、こちらの原因究明委員会において、事故発生箇所の下水道管が硫化水素により、やはり劣化していたということが確認されている。また、破損した下水管の復旧に当たっては、原因究明委員会とは別に、2月に復旧工法検討委員会という委員会も設置していて、こちらの委員会において、有識者の御意見を伺いながら復旧方法の検討を行っており、この復旧工法検討委員会においても硫化水素により劣化しにくい構造や、材料とすることなどの御意見を頂いており、考えられる原因に一定程度対応できるような仮復旧を進めているというふうな状況である。さらに、仮復旧だけではなくて、抜本的な対策として事故が発生した中川流域下水道の中央幹線下流部の複線化の検討も今進めているところで、この複線化を行うことにより下水の切替えが可能となることから、仮復旧を行った場所についてもより確実な点検調査とか、その結果を踏まえて必要に応じて補修等を随時可能になるというふうに考えているところである。
- 3 SPR工法については、下水を流したまま管の中を補修、補強できる工法として、広く普及している工法であるが、このSPR工法の欠点としては、水位が高かったりとか、流速が速かったりする場所では適用できないというふうなところがある。埼玉県の流域下水道は管径も大きくて、流量も多くて、水が常に高かったり流速が速いところがあり、こちらのSPR工法が適用できない箇所も多くある。そういったところについては、その箇所ごとにどういった工事ができるかというのを個別に検討していくことが必要になってくるので、それぞれの現場条件に応じて、できる対応を行っていきたいというふうなことで考えているところである。

町田委員

- 1 職員体制について伺う。下水道職員を今年度4月から10名増員して、今6月定例会でも12名増員の条例案が出されているところである。昨日の県土都市整備委員会の答弁の中で、今回の増員の12名については、事故の補償の対応に充てられるということ伺っている。現状でも補償への相談や対応が一部で始まっているということであるが、現状、何名の体制で補償対応に当たっているのか。また、今回の12名の増員を含めて、今後、補償対応に当たる職員は何名の体制になるのか伺う。加えて、補償関係の対応に当たっては、ある程度の経験であったり、専門性も必要かと思うけれども、その辺り現状どうなっているのか伺う。
- 2 災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定について伺う。埼玉県と市町、組合56事業体及び公益財団法人日本下水道管路管理業協会にて、地震等の災害による復旧支援協力に関しての協定を結んでいると思うが、今回の八潮市の道路陥没のような下水道施設の事故とされるものについては、協定による復旧支援協力の枠に含まれないということに関係自治体に伺った。今後は更に老朽施設が増加していくことから、今回のような地震等の災害以外の事故に起因するものに関しても、協定の枠内になるような内容の見直し等、必要かと思うが県の見解を伺う。
- 3 緊急の連絡体制について伺う。先ほど下水道自粛の要請の話があって、答弁でファクスと電話ということだったが、私が関係する自治体に聞いた話でちょっと伺うが、今回、下水道の使用自粛の通知があって、私が聞いた範囲だと連絡が最初にファクスが来て、次にメールが来たということである。やはり前例のないこういった事態であったから、県においても人手が足りないことは十分理解をしているけれども、この職員に限られている、例えば、市町の場合はどれだけ意を用いても、ファクスであったり、メールの確認が遅れてしまうことがあり得る。そこで、連絡情報のキャッチをより確実なものにするために、中川流域関連市町災害時連絡網、電話の利用が必要なのではないかといった意見を伺った。今後、万が一の有事の際は、確実な情報手段として、中川流域関連市町災害時連絡網の使用も必要だと考えるが見解を伺う。また、市町においては使用制限以降の県からの情報が少なく、直接県に問合せすることもあったということである。そのほか防災行政無線の使用は、近隣自治体との調整も必要であるし、さらに、ほかの市町が使用制限を受けて何をやっているのかといった、その情報の共有についても大切だということを痛感したと伺った。こういったことから、今後、同時に情報共有できるチャット等の新たなデジタルツールの使用の検討なども必要ではないかというふうに思うが、県の見解を伺う。

下水道管理課長

- 1 職員体制については、補償対応のため2月5日以降、知事部局等からの応援職員を順次、下水道管理課に配置をしてきた。現在は10名の応援職員により補償業務を実施している。今後、速やかに12人の体制としたい、現在、応援職員10名であるが定数改正で12名をお願いしている。計12名とする体制としたい、議会において条例改正の議決を頂いた後、下水道局への正式な異動発令を行う予定である。この補償担当に当たる職員であるが、やはり専門的な知識や経験が不可欠だと思っている。現在、配置されている職員もそうだが、例えば、用地交渉、訴訟、法務相談など、そういった法律、法務に明るく経験があるもの、また、調整能力がある職員の配置が必要だと考えており、そのような配置をお願いしている。

下水道事業課長

- 2 日本下水道管路管理業協会との協定については、今回事故発生後に下水道管が土砂により閉塞したことから、それに伴い下水があふれる可能性があったことから、下水を緊急的にバキューム車で移送をしたいというふうなことで、協定の適用が可能か日本下水道管路管理業協会とも協議を行ったけれども、協定の趣旨には合致しないということで、この協定の適用を見送らざるを得ない状況であった。今回の事例が事故から災害へ移行した初めてのケースであったことも踏まえて、このようなケースに迅速に対応するためにも、日本下水道管路管理業協会と協議を行い、協定内容の見直しが可能かどうか検討を進めていきたいと考えているところである。
- 3 関係市町との連絡については、事故発生当日の連絡方法を現場の中川下水道事務所にも確認したところ、事故発生当日の11時頃に関係市町にファクスを一斉送信して、中川流域関連市町災害時連絡網により、電話連絡を行い、ファクスの到達確認を行っていると同っている。また、ファクスの到達が確認できなかった場合には、再度ファクスを送信した後に電話連絡を行い、到着確認を行っていると同っている。メール送信については、メールでの連絡を希望されている市町に対して、メールをお送りしているものである。非常時においては確実に相手に情報を届けるということが非常に重要になるというふうに認識しているので、ファクスの一斉送信だけではなくて、電話連絡での確認そういったものも徹底していきたいと考えている。また、下水道局においては、WEB上に表示される地図に流域下水道の様々な情報等を登録することで、関係者と情報共有可能な情報システムを構築運用しており、テキスト画像等の双方向の投稿が可能となっていることから、今回の事故を受けて、こうしたデジタルなシステム、こういったものの更なる活用を図るとともに、実動訓練等の機会を通じて、職員の対応力の習熟も図っていききたいと考えている。

委員長

下水道管理課長。2月に11名プラスして、今回で12名だから全部で23名ということではよいのか。

下水道管理課長

2月5日から順次、少しずつ応援職員を配置して現在10名である。この10名は、まだ応援職員という位置付けなので、12名の定数増の議決をいただいてから、正式に発令をしたいと思っている。

町田委員

今の職員の関係であるが、応援職員で6月1日現在10名ということで、今回12名がそのまま専門職というか、担当されるということで、純増でいうと2名である。そんな中で、用地交渉がこれから本格化していったり、あるいはいろんな補償のケースの対応も出てくるかと思うが、この2名増の12名の体制で十分なのか、その点について見解を伺う。

下水道管理課長

今後、更なる業務量の増加が見込まれるようになった場合には、また応援職員を配置して対応に当たるなど、臨機応変に対処するとともに、時宜にかなった体制を検討するなど、近隣住民の皆様、また、周辺事業者の皆様への補償対応の体制はしっかりと確保していきたい。

藤井委員

- 1 財源については美田委員から先ほど質問があったとおり、県からの要望に対して、51%まで減っているということであるが、私の手元の資料だと、平成31年が94%ぐらい国から要望額に対して措置されているというものが、年々年々減ってきて51%になっている。これはもう、もちろんいろんな業務に支障が出ているという答弁は既にいただいたとおりで、何でもかような状況になっているのかというのは、やっぱりすごく素朴に疑問に思う。例えば、建設省時代においては、国の計画において投資額の定めがあったが、ただ、今は国の計画において、投資額の定めがないとか、そういういろんな事情があるのかもしれないが、このすごく急激な減少について、どういうふうに認識しているのかというのを伺う。
- 2 緊急随契ということで、要は応急復旧などで様々な業務を民間の事業者さんに担っていただいていることが多々あると思うが、その緊急随契の価格がどういうふうに決定されているかということで聞いていきたい。というのは実は、事後的に、決まった価格を下げてくれないかという、何か交渉のものが県からあったという話を民間の事業者さんからお聞きした。このことは、県の立場からすれば、限られた予算、経済的合理性を追求しながら、ということだったかもしれないが、やっぱりその民間事業者さんの立場からすれば、通常の業務をして整理をしていく中で、緊急対応をしていただいている、このことはちゃんと正当に評価されなくてはいけないと思うし、また割を食った事業者さんが、もしした場合に、今後、事業者さんが速やかな対応に伝えてくれないとか、そしてそういった課題については、埼玉県の防災力の低下ということにつながりかねないと思う。そういったことから、緊急随契における適正な価格決定の在り方について、どのようになっているのか、先ほど示したように、事後的な価格調整をするのかしないのかも含めて県の見解を伺う。

下水道事業課長

- 1 国費の減少について、ちょっとこれが一番正確な要因であるかどうかというのは、なかなか確認が難しいところではあるが、今、国の方ではもともと社会資本整備総合交付金とか、防災・安全交付金によって、私ども地方公共団体の公共事業の支援をしていたところであるが、最近、下水道事業だけではなくていろいろな事業の分野で、個別補助金に変えていこうということで、より国としての政策の重要性が高い事業に対して重点的に配分をできるように、交付金の額から個別補助金の額に移して、予算を重点化して地方公共団体に配分をするというふうな傾向がある。その中で下水道事業については、ここ何年か雨水対策に重点化しようという流れがあり、ここ数年でかなりの金額を雨水対策にしか使えない個別補助金に交付金から移しているというふうな状況もある。埼玉県の場合には汚水の処理しか行っていない、雨水対策の事業がないので、そういった意味でやはり国として重点的な配分の対象になる事業が少ないというところもあるのではないかと考えており、そういうこともあって、ここ数年で配分額が減っているのではないかとこのところ1点と、あとやはり人件費とか資材価格の高騰もあって、全国的にも要望額が上がっているというのもあるので、こういった2点で、その要望に対しての配分額が少なくなっているのではないかとこのように推測している。
- 2 緊急随契の価格の件であるけれども、委員お話しのあった、やり取りが実際にちょっと、私どもの方と業者さんとであったかは確認がとれていないところではあるが、やはり、この緊急的な工事で、無理してでも御協力いただいている業者さんも、一杯いるの

で、そういった業者さんに今後も、ほかの事故とか災害があったときに、しっかりと対応いただけるように、市場の実勢等を踏まえた的確な価格で契約をいただけるように、私どもとしても今後も注意していきたいと思っているところである。

藤井委員

- 1 財政の分析はお聞きしたところだが、総額として大分減っているという状況は、これはやっぱり問題だと思うし、今回、八潮の件が起こったから措置される部分がある。それは感謝しなくてはいけないかもしれないけれども、今後こういうことを起こさせないという観点から見ても、必要な所要額については、やっぱり要求額として認めていただかないと、これはしょうがないと思う。本県として、こういう事故を経験したからこそ、今、分析があったかもしれないけれども、所要額をしっかりと認めてもらわないと、こうしたことが繰り返される可能性があるから、本県としてできるその発信を、やっぱり国に対してぶつけていかななくてはいけないと思うし、例えば、もっとテクニカルなこととか、知事会を使うとかも含めていろんな工夫をしていただきながら、我々も、やっぱり国に対して意見書を出すなどしてやっていきたいと思うが、県としても、埼玉県だからこその国に対してのすり合わせとか要望とかを、是非いろんな人を巻き込んでやっていただきたいと思うけれども、簡潔で結構なので御答弁いただきたい。
- 2 緊急随契においては、今、答弁を丁寧に頂いたところであるが、やっぱり、現場レベルでは緊急時だからこその、こういうことが行われてしまうような状況もあるかもしれないということを踏まえて、適切な周知をやっていただきたいと思うが、それについてどういう対策を採るのかということと、こういった緊急対応において、通常時の積算よりも安くなることはないということを、念のため確認させていただく。

下水道事業課長

- 1 国への働き掛けについては、事故発生以降、知事も積極的に国に提言等を行っているところであるが、引き続き、いろんな手法を使って国の方にも強く働き掛けをしていきたいと思っている。
- 2 緊急随契の件については、ちょっと事実関係を確認できてないが、現場の職員も含めて改めて注意喚起をしていきたいと思っているのと、あともちろん緊急的な工事になるので適正な価格はあると思うが、少なくとも普通の事業と同額となるはず、同額を下回ることはないはずなので、そういったところはしっかりと、支払うべきものはお支払をさせていただくということで、私どもとしても考えている。

荒木委員

- 1 先ほど渡辺委員が質問したが、自衛隊からのリエゾンの派遣が1月29日ということだった。事故発生当初は、特にその近隣の周辺住民の方が、なぜ、地元市、あるいは県の対応以外に国からも、自衛隊からも派遣をしないのかという、そういった声が上がっていたということも多く耳にしている。実際、私もいろいろな報道を聞く限りそういった考えを持っていて、どういった対応がベストなのかなというふうに思っていた。ただし、自衛隊のリエゾンが派遣され、現場の対応を、これをどういった形で対応し、これからどういったことができるのかということをししっかりと把握した上で、国に持ち帰って協議した結果、自衛隊の対応の範疇ではないということが明確化されたそうである。以降、初動から、消防あるいは県の当該部局によって、きちっとした対応が、事故対応それから人的な救済の対応、こういったことが行われたということで、つまりベストな

対応をその時点で図っていたということで、何か得体の知れないというか、原因も分からない、こういった事故、これからまたどうなっているかも分からない事故を前に、住民の方は非常に不安があったと思うので、その不安を少しでも和らげるためにベストな選択で対応に当たっているということをもっと積極的に発信していただきたいかったなというふうに思っている。先ほどの答弁では、周知については知事のぶら下がり会見等で周知したということだったが、正直言って近隣住民の方にどれだけ、そういった情報が伝わったのかと非常に疑問である。改めて、その周知の在り方についてもっと積極的に行っていただきたいという感を持っているので、再度、答弁を頂きたい。

- 2 リエゾンについては、危機管理防災部で毎年4月に研修会を行っているということだが、いろいろ聞いていると、この研修会については基本的な行動や心構えについての基本的、初歩的なことしか研修会として共有されてないということである。リエゾンとしての任務については、何かあったら連絡をするという共通事項があるだけで、具体的に何を情報として送ってくれということでもないため、実際には任務を遂行しながらマニュアルを作るしかないということを聞いている。今回も八潮の陥没事故現場にリエゾンとして派遣されたものの、何も分からず、現地に行って、何をやっていいかも分からない、そういった状況でリエゾンは派遣されたということも聞こえてきている。こうしたことを踏まえて、今後、リエゾンとして派遣の初期から適切な任務を遂行できるように、毎年行っているその研修会等を通じて、当該マニュアルを可能な限りより明確化して、指導することでリエゾンの質を向上していくべきと考えるが、その点についてどうか。

危機管理課長

- 1 自衛隊の関係について、先ほど答弁したとおりできる形での周知というのは行っていたが、確かに県の方にも、自衛隊の出動をなぜしないのかといったような問合せは、電話やメール等でたくさん来ている。今回、正式な派遣要請という形ではなく、早い段階での事前の調整ということで、どういう形で周知をしていけばよかったのかというのは正直難しい面はあるが、そういった周知についても、今後、今回のことを踏まえて工夫していきたいと考えている。
- 2 リエゾンの質の向上であるが、今後、マニュアルの整備なども進めていきたい、検討したいと考えているし、あと、実際に行くことを想定した研修などの実施についても、検討したいと考えている。

荒木議員

マニュアルについては、今まで研修を行っていた結果、なかなか現場でどういう対応していいか分からないというふうなことがあったということを聞いているので、繰り返しになるが、これまでと同じような研修会の内容では、引き続き同じような対応になってしまうのかと思うので、より明確化をするなり、確かにその現場によって対応が異なってくると理解するけれども、これまで以上のマニュアル化を求めて、しっかりやっていただきたいと思うが再度答弁いただきたい。

危機管理課長

より丁寧に、実際にリエゾンとして派遣される職員がより機能的に活動できるような形での準備を進めていきたいと考えている。

【「下水道の強靱化予算の確保を求める意見書（案）」及び、「社会資本施設に起因する事故等発生時における補償制度の構築を求める意見書（案）」並びに、「道路陥没事故に係る住民・事業者への速やかな補償を求める決議（案）」を本委員会として行う動議についての説明】

荒木委員

ただいま配布した案文の朗読をもって、説明に代える。

まず初めに、「下水道の強靱化予算の確保を求める意見書（案）」である。

令和7年1月28日に八潮市内の県道松戸草加線中央一丁目交差点内において、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没が発生し、我が国で誰も経験したことのない災害とも言える事故となった。全国においては、流域下水道を含め高度経済成長期以降に集中整備されたインフラが加速度的に老朽化しており、必要な対策を実施し国土の強靱化を推進していくことは、国民生活の安全と安心を確保するために不可欠である。

このため、本県議会では、去る2月19日に、今回のような事故の再発を防ぎ、県民生活の安全と安心の確保に向けた取組を進めることができるよう、人的・技術的支援に加え、財政的支援においても最大限に行っていただくとともに、国土強靱化実施中期計画の策定においては、地方自治体の意見を十分に踏まえ、下水道の強靱化を重要な施策として位置付け、必要な予算を確保することを求める意見書を提出した。この後、3月18日に、国において、下水道管路の早期復旧に向けた改築のため「緊急下水道管路改築事業」として、予備費より工事費用の半分である45億円の支出を決定いただいたことには、本県議会として感謝申し上げます。

一方、本県では、ストックマネジメント計画を立て、国庫の補助事業として、老朽化している流域下水道の管路・施設の計画的な維持管理や更新に努めている。しかしながら、令和7年度の当初予算については、国への要望額に対して国費の内示率が約5割と、本年2月定例会で議決した令和7年度流域下水道当初予算を大きく下回っており、下水道施設の老朽化対策や耐震対策など、国民の安心・安全を確保すべき本年度の事業の多くが執行できない状況となっている。

については、国においては、今回策定された「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、必要な予算の総額を確保するとともに、自治体が必要としている下水道施設の老朽化対策や耐震対策など強靱化のための国庫補助予算を確保し配分することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

続いて、「社会資本施設に起因する事故等発生時における補償制度の構築を求める意見書（案）」である。

令和7年1月28日に埼玉県八潮市内の県道松戸草加線中央一丁目交差点内において発生した、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故では、現場周辺の住宅に歪みやひび割れ等の損傷が発生し、悪臭による住民の健康被害が生じている。また、事故における交通規制や悪臭などの影響により、陥没事故現場周辺等の事業者において、事業活動の休止や縮小、事業収益の減少など経済的損失が発生している。

災害救助法が適用されているが、周辺住民に対しては避難所設置等の応急的な対応にとどまり、また、事故の影響を受ける事業者に対しては、事業者への災害復旧関連の経営安定資金の融資や雇用調整助成金などによる支援がなされているものの、経済的損失に対する補償は行われていない。事故発生から既に5か月が経過したが、事故の補償は進んでおらず、周辺住民や事業者の不安は続いている。事故の復旧までには今後も長期間を要する

とみられ、周辺住民の日常生活や心身への影響は大きく、また事業者においては事業継続も危ぶまれる。今回の道路陥没事故は、事故から災害に移行した初めてのケースであり、下水道などの社会資本施設の老朽化が全国的な課題となっている現在、他の自治体においても同様の事態が生ずる可能性がある。

よって、国においては、下水道などの社会資本施設に起因する大規模な事故等が発生し、現場周辺の住民に健康被害や損害が生じた場合及び事業者が経済的損失を受けた場合には、必要に応じて迅速に補償を行うことのできる制度を新たに構築することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

続いて、「道路陥没事故に係る住民・事業者への速やかな補償を求める決議（案）」である。

八潮市道路陥没事故を受け、本県議会は、国に対して新たな補償制度の構築や財政的支援を求めているが、県は、広範囲かつ長期間にわたり被害が生じている事態を踏まえ、住民や事業者の不安を早期に解消するよう、国の動きを待たずに対応すべきである。

よって、本県議会は、道路陥没事故による被害を受けている全ての住民や事業者に対し、県において速やかな補償を行うことを強く求める。

以上、決議する。